

# 企画競争説明書

業務名称： バングラデシュ国バングラデシュ漁業開発公社  
水産センター整備計画準備調査

調達管理番号： 22a00060

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年4月20日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2022年4月20日

## 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国バングラデシュ漁業開発公社水産センター  
整備計画準備調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年7月 ～ 2023年5月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

## 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)、

担当者メールアドレス：[Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp](mailto:Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第一グループ第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年4月28日 12時
2	質問への回答	2022年5月 9日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年5月13日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2022年 5月24日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html) )

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- 4) 全省庁統一資格の経過措置

令和4年度は全省庁統一資格の更新時期にあたりますが、更新にかかる期間も考慮し、2022年4月1日～2022年6月30日までの期間を経過措置期間と位置づけ、当該期間中の公告・公示案件では、令和元・02・03年の全省庁統一資格にて代替することを認めます。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/information/20211216.html>)

### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・第3章2. (4) 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口  
([outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛、CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。

- ② 上記4. (3) 日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号) \_ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納 ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書は GIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付 ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (3) 提出先

#### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：(調達管理番号) \_ (法人名) \_ 見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

### (4) 提出書類

プロポーザル・見積書

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙2の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html) )

#### (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加

点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- （2）本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社  
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「バングラデシュ国バングラデシュ漁業開発公社水産センター整備計画準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

バングラデシュ人民共和国では、全人口の11%（約1,800万人）が水産セクターに従事しており、輸出額は縫製業に次いで多い（バングラデシュ統計局、2019）。当国最南東に位置しベンガル湾に面したコックスバザール県は海洋漁業が盛んで、全国の40%弱の零細漁民（伝統的な小型漁船で漁をする漁民）が同県に集中しているが、漁獲高は天候や季節に左右され、また老朽化や自然災害により損壊している水揚げ場も多いため、盛漁期でも十分な水揚げ量が確保できず（World Fish、2019）、同県の貧困率（全人口の家計所得中央値の半分を下回る人の割合）は32%を超え、全国平均（24%）に比べ高い水準にある（世界銀行、2016）。また、2017年8月以降は、ミャンマー・ラカイン州からの避難民の大量流入の影響により生活物資の高騰や日雇い労働機会の減少、賃金の低下等が生じており、零細漁民を含む避難民受け入れ地域住民（ホストコミュニティ）の生計向上、貧困削減のニーズが高まっている。

バングラデシュ漁業開発公社水産センター（以下「BFDC水産センター」という。）は、コックスバザール県内の年間漁獲量の約85%を占めるコックスバザール県シヨドル郡に位置し、同県の沿岸零細漁業の水揚げ・流通の最大拠点であるが、2012年のサイクロンの影響により護岸や棧橋の一部、水揚げ施設の大部分が崩壊したままとなっており、非効率かつ不衛生な水揚げ作業を強いられている。また、施設内は空調が整備されておらず、製氷機も不足しているため、漁獲物の鮮度が低下し、流通過程の廃棄や売値の下落に繋がっており、漁業従事者は本来の漁獲高に見合った収入を確保できていない（JICA「南部チャットグラム地域における水産バリューチェーンインフラ開発に係る情報収集・確認調査」、2021（以下「情報収集調査」という。）より）。

当国政府は、第8次5か年計画（2020/21～2024/25年度）にて、海洋資源を活用した新たな経済成長を目指す「ブルーエコノミー」を推進し、漁獲物の廃棄率の削減や漁民の生計向上・貧困削減に取り組むとしている。また、2019年5月の日バ首脳会談時に発出された「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」において、

避難民流入の影響を受けるコックスバザール県のホストコミュニティ支援の必要性も確認されている。

### 第3条 事業の概要

#### (1) 事業の目的

バングラデシュ漁業開発公社水産センター整備計画（以下「本事業」という。）は、コックスバザール県のBFDC水産センターにおいて水揚げ施設等の整備及び機材の整備等を行い、漁獲物の品質向上や廃棄率の減少、もってホストコミュニティの漁業従事者の生計向上等に資するもの。

#### (2) 事業の内容（情報収集調査を通じ想定された協力内容。規模については、本調査を以て確認する。）

ア) 施設、機材等の内容：

【施設】水揚げ施設、浮棧橋、矢板護岸

【機材】製氷機、温度・衛生管理設備、再生可能エネルギー発電設備

イ) コンサルティング・サービス：

詳細設計、入札補助、施設施工・調達監理

ウ) ソフトコンポーネント：施設衛生管理及び施設運営に関する研修やマニュアル作成。尚、アメリカ国際開発庁は「Enhanced Coastal Fisheries in Bangladesh II (ECOFISH II)」(技術協力)の下、水産資源の適切な維持管理や漁業従事者の生計向上等を支援しており、BFDC水産センターにおいて、水揚げ施設の清掃活動や利用者への研修等を実施していることから、当該協力との重複がなく、相乗効果が期待されるものを対象とする。

#### (3) 対象地域（サイト）

コックスバザール県ショドール郡BFDC水産センター

#### (4) 受益者

直接受益者：BFDCセンター利用者及び漁業者

間接受益者：BFDCセンター利用者と生計を共にするもの及び水産流通関係者

(受益者層及び人数などの詳細は本調査を以て確認する。)

#### (5) 関係官庁・機関

主管官庁：漁業・畜産省漁業局 (Department of Fisheries, Ministry of Fisheries and Livestock : DoF, MoFL)



実施機関：バングラデシュ漁業開発公社（BFDC）

#### 第4条 業務の目的

無償資金協力（施設・機材等調達方式）の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、事業効果及び技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

#### 第5条 業務の範囲

本業務は、情報収集調査にて協力の必要性が確認された「バングラデシュ漁業開発公社水産センター整備計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がバングラデシュ国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

#### 第6条 実施方針及び留意事項

##### （1） 調査手法及び調査項目

本特記仕様書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本特記仕様書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。特に、下記（2）については、可能な範囲で具体的な提案を行うこと

##### （2） 特にプロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成にあたっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、具体的な提案を行うこと。

- 1) 漁獲物の鮮度低下などの漁獲後損失が発生する原因及び流通時点並びに同損失が与える漁民の収入低下を定量的に把握したうえで、氷の購入などの対応策の実施によって生じる漁民側のコスト及びセンターの利用料、場内での施氷などの水揚げ後に発生するコストを算出し、漁民の収入向上を実現するために必要な前提条件（本事業を通じて実現するサービスのコストと経済的入手難度）の設定と評価の方法。
- 2) BFDC 水産センター及び周辺部のサイト状況調査、特に、2012年のサイクロン発生後にセンター地盤の洗堀の進行有無及び程度並びに施設両岸（河川上流側の河道変更部から河口まで）における堆砂・洗堀傾向の把握方法を踏まえた、

設計方針及び施工方法の検討手順並びに施設設計の根拠となる水位設定の検討手順。

- 3) 上記2)に加え、自然条件調査の対象項目とその評価手法（現時点で想定される重要な調査項目として、海象、気象、水中地形、底質、季節性・時間単位の水位及び流況変化、大潮や洪水による河川流量増に伴う水位・流況変化の頻度及び規模が挙げられるが上記以外でも提案があれば記載する）。
- 4) BFDC 水産センターは現在も運用を継続しており、本事業実施中の代替地の可能性も低いため、施設建設中もセンターを運用し続ける可能性が高い。第6条（5）にあげる、施工期間中の漁業活動への影響を最小限にしつつ、施設完成後の水産物及び利用者の動線を考慮した各施設の配置方針及び施工計画の策定。

### （3）自然条件調査・サイト状況調査

自然条件調査・サイト状況調査は、事業計画の検討および精度を確保した概略事業費の積算に必要なサイト状況調査（BFDC 水産センターおよび周辺部）および自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・機材の適切な構造および規模を決定し、設計・施工計画、積算に資するものとする。また、以下のとおり、本計画により新設される施設・機材が環境に及ぼす影響を的確に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。この際、計画地近辺で実施された既往案件の調査結果を参照し、本事業の設計方針への適用を検討するものとする。

コンサルタントは必要な調査項目を検討し、公開情報や先方国の所有が想定される情報から確認可能な調査項目はその入手先を、本業務で計測・観測が必要な調査項目においては各調査項目の細目（調査方法、位置、数量、成果等）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、本業務の中でやむを得ない事情が発生する場合、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。また、調査計画の策定にあたっては、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の内容と齟齬がないように留意する。

### （4）施設改修・新設における法的な根拠

施設の改修・新設にあたっては、現行の漁港関連法規及び施設整備にかかる法規類との齟齬がないか慎重に確認する。また、既存モスクの解体・新設を行う場合、必要な手続きの有無及び内容を慎重に確認する。

### （5）BFDC 水産センター内のゾーニング

BFDC 水産センターは現在も運用を継続しており、本事業実施中に代替地へ移転する可能性も低いため、施設建設中もセンターを運用し続ける可能性が高い。こ

のため、施工期間中の周辺水揚げ場利用の可能性を確認しつつも、これが不可能な場合、既存の活動を継続しつつ施設の改修及び新規施設の建設を行うことが想定される。上記の2つの活動を両立しつつ、完成後の施設の動線が的確になるよう適切なゾーニングに配慮する。

#### (6) 機材仕様検討時の留意点

機材の仕様設定においては、既存漁港施設における現有機材、現地修理・補修業者等の技術レベル、メンテナンスの容易性（代理店、アフターケア及びサポート体制、スペアパーツの入手性等）を考慮し設定する。また、維持管理体制の変更（例：氷販売業の直営から民間委託への変更）の妥当性を検討する。併せて、事業の入札における競争性を阻害することの無いように留意する。

#### (7) 技術協力との連携に係る方針案の検討

実施中の技術協力「ベンガル湾沿岸地域漁村振興プロジェクト」の効果との相乗効果を図る施設面の機能を検討し、本事業に適用すべく当該機能導入可否を精査する。

#### (8) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（以下「第1次現地調査という）、②準備調査報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（以下「概略設計協議」という）、の2回の渡航を予定している。また、それぞれの調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

#### (9) 計画内容の確認プロセス

本業務の目的の一つは、我が国の無償資金協力としての実施妥当性を示す計画策定である。そのため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議する。特に以下の5つの段階においては、日本側関係者が参加する会議を開催し、内容を確認する。なお、これらの会議については、受注者は協議・確認結果を議事録案として取りまとめ当機構に提出すること。

##### 1) 第1次現地調査派遣前（対処方針会議）

「インセプションレポート」を取りまとめ、これらを基に基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

##### 2) 第1次現地調査帰国時（帰国報告会）

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取まとめ、これを基に基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

##### 3) 第1次現地調査帰国後（設計・積算方針会議）

本事業内容等の概略設計方針について関係者を含めた協議を行う。

#### 4) 概略設計協議派遣前（対処方針会議）

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

#### 5) 概略設計協議帰国時（帰国報告会）

先方政府と「準備調査報告書（案）」の協議の結果を報告する。

### (10) 運営維持管理・経営計画

- 1) 漁業・畜産省が本事業の責任機関であり、バングラデシュ漁業開発公社が実施機関となる。事業完了後の運営・維持管理責任機関については、引き続き BFDC 水産センターが担うことが想定されている。本調査及び本事業の実施機関と、本事業完了後の運営維持管理責任機関が異なることから、両者の役割分担・引継ぎの体制を確認し、引継ぎが円滑に行われる様に留意する。また関係機関の許認可や責任分担などを事前に明確にする必要がある。
- 2) BFDC 水産センターに新たに付与される機能に関連した施設については、その運用方法につき先方関係機関と慎重な協議を行い、運用開始に向けたプロセスを詳細に確認する。それら新たな機能に関連した施設の運営に際し、ソフトコンポーネントによる対応が有効であると判断される場合はその内容について検討を行う。この際、他ドナーが実施している協力内容との重複を避ける内容に限定する。
- 3) BFDC 水産センター整備後は、定期的な施設・機材の保守管理が必要となることが想定される。保守管理の体制及び運営について、バングラデシュ側の計画を確認するとともに必要な体制について提言を行う。併せて、施設の経営効率改善に向けた提言を行う。

### (11) 施設・機材計画

施設・機材計画の内容・仕様・規模・数量等は、計画サイトにおける漁船の運行形態、水産物の流通状況、水産物取扱量、水産物輸出の可能性、施設利用者数、その他受益者数、今後の展望、運用経費、維持管理の容易性、施設利用者の利便性、現地の電力事情、環境社会への影響等を踏まえ複数の代替案を比較検討した上で最適の計画とする。また、代替案の比較においては各案の大まかなコストを算出するとともに、費用対効果の検討を行う。

### (12) 環境影響評価

本事業の環境カテゴリは現時点で「B」に分類されている。本調査では「JICA 環境ガイドライン」に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画書の作成を行う。本事業以外にも DOF や環境省等が海外保全事業を実施している場合、本事業計画にあたっては、それらの機関と十分情報交換し、適切に計画に反映させる。本調査

中に関係機関が漁港整備の計画について協議を行う三者合同協議の場を設け、これら他の計画と整合性のある施設整備を行う。また漁民や漁協といったステークホルダーへの対応が重要となるため、インタビューやステークホルダー会議を通じて、本事業に関する多様な意見を確認するとともに、本事業の内容および想定される影響について、情報公開を含めて現地ステークホルダーに適切な説明を行い、理解を得るよう留意すること。特に、BFDC 水産センター及びその周辺では、露店販売等漁民以外の多様な関係者が活動をしている可能性がある。これら関係者の意見について漏れなく聴収する。

報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。

#### (13) ジェンダー配慮

本調査ではジェンダー主流化のためのニーズ、特に女性グループにおける生産活動・経済活動の現況を把握する。また先方のジェンダー配慮への意識改革を促すために、効果発現におけるジェンダー視点を入れた検討を行う。例えば、女性グループ向けの施設（簡易加工施設等）や女性に配慮した施設や設備（女性専用セクションの導入や女性トイレの設置）等、利用者の立場からの配慮に加え、施工段階においても、例えば最低限、施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備配慮等、積極的に議論、導入・配慮に努める。

#### (14) 横断的事項（気候変動対策）の確認

BFDC水産センターの整備に際しては、気候変動の影響として水位の上昇、高潮、河川の増水等の気候リスクが予見されるため、本事業の案件形成に際し、気候リスクの特定・評価を行い、これを踏まえた適応オプションの検討を行う。具体的には、JICA Climate Fit（適応版）のPP.67（港湾）を参照の上、気候リスクの評価及び右を踏まえた適応オプションの検討すること。

#### (15) 本事業を実施する意義

対バングラデシュ人民共和国国別開発協力方針（2018年2月）では、重点分野の一つである「社会脆弱性の克服」のため、農村部の生活環境改善・生計向上に資する支援を行い、貧困削減に貢献する方針が示されている。また、バングラデシュ人民共和国 JICA 国別分析ペーパー（2019年3月）では、農村部の生計向上を通じた貧困削減に加え、食品の高付加価値化を図る必要性が分析されており、本事業はこれら方針・分析に合致する。

また、本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、水揚げ施設等の整備及び機材の整備等を通じて漁業従事者の生計向上と貧困削減に資するものであり、SDGs のゴール 1、ゴール 2、ゴール 8、及びゴール 14 にも貢献する。また、ミャンマーからの避難民を受け入れるホストコミュニティを支援する事業として、人道上のニーズ及び緊急性が認められ、

日本との二国間関係の強化にも寄与するものであることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内準備作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む）をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

### （1）インセプションレポートの作成等

- 1) 国内で入手可能な公開資料、統計データ等から、バングラデシュ国水産開発計画ほか関連の開発計画等、これらに関連する政策や計画を把握し、水産セクターに関する現状や、他ドナーの援助動向、本事業に関連する社会経済状況、本事業の全体像を把握する。
- 2) 事前に得られている先方政府の要望や専門家等による協議結果の内容等を詳細に分析したうえで、DOF とオンラインで協議を行い先方の要請内容等を確認する。なお、オンライン会議の開催に係る先方との調整は JICA より支援を行う。
- 3) 上記1) 及び2) を踏まえた上で調査全体の方針、方法および現地調査項目を整理し、調査計画を策定し、当機構とも相談の上、インセプションレポート、質問票を作成する。インセプションレポート・質問票は、JICA バングラデシュ事務所を通じて事前配布を行う。

### （2）インセプションレポートの説明、協議

JICA が派遣する調査団員（総括、計画管理）と協力し、インセプションレポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を相手国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

### （3）事業の背景・目的、経緯、要請内容の確認

- 1) バングラデシュ国の国家開発計画、水産開発計画等を調査し、上位計画における水産資源管理や本事業の位置付けを確認する。
- 2) 水産セクターの基本統計、データ、資料等を収集し、魚種別の漁獲量・水産物取扱量・輸出入量・輸出入先、水産業従業者数、漁船数及び操業形態、水産物流通状況等、当該セクターの現況を把握する。
- 3) BFDC 水産センターにおける基本情報、すなわち利用漁船数、漁民数（季節的移動漁船・漁民数を含む）、仲買人数、魚種別の漁獲量・水揚げ額、出荷先別（国外を含む）流通量、漁港運営の収支、各施設の利用状況、女性グループの活動等を把握する。併せて、受益者（対象とする漁業者と仲買人の属性（例：年齢層、男女、部族、社会的地位等））も確認する。
- 4) 地元の漁民組織の現状とその活動内容に関する情報を収集する。

- 5) BFDC 水産センターの混雑状況を示す数的な根拠（例：停泊漁船数、水揚げ待ち時間等）を収集する。
- 6) BFDC 水産センターにおける水揚げ・荷捌き・積込み等の各作業段階における衛生管理・労働安全上の問題を把握する。
- 7) 当地における氷および保蔵の恒常的及び季節的ニーズを量的に把握する。
- 8) BFDC センター内及び周辺における経済活動の状況を確認する。
- 9) BFDC センターへの訪問客の動向を可能な限り把握する。
- 10) 上記1)～9)、および、相手国政府関係者の協議を通じて、本事業の政策的な位置づけ、事業の背景・目的、経緯を詳細に把握するとともに、要請内容の妥当性を確認する。

#### (4) 事業の実施体制の確認

DOF の組織・責務・権限・人員構成、近年の予算・財政状況、BFDC 水産センターの運営維持管理体制を調査し、本事業の実施機関としてその体制に財政的、技術的に問題がないか確認する。問題が認められる場合はその対策を先方に提案し、適切な事業実施体制の構築について先方と協議する。併せて BFDC 水産センターの経営効率の改善が見込みる点を精査し、BFDC 水産センターに対しその実現に向けた提言を行う。

#### (5) 調達事情調査

機材（製氷機）をはじめとする機材に関して、第三国調達を含めた調達先、現地代理店の有無、調達方法、アフターサービスの体制、消耗品・スペアパーツの調達及び流通事情等の現地調達事情を確認する。また現地のニーズや民間製氷業者との役割分担、収支（電気代・水道代と販売代金）、機材の維持管理能力及び維持管理予算の確保についても情報収集を行う。

#### (6) 援助動向調査

主要な他ドナーの水産分野における援助動向（事業計画、実施状況等）を把握し、本事業との整合性や他機関との連携可能性、役割分担、教訓の反映等について整理する。

#### (7) 現地調査結果の取りまとめ

- 1) 現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価の取りまとめを行う。
- 2) 本計画について協力可能な内容、規模、範囲を検討する。
- 3) ミニッツ案（英文）の作成に協力する。

- 4) 施工時の安全対策に関する情報を取りまとめ、JICA バングラデシュ事務所に報告を行う。

## (8) 現地調査結果の報告

- 1) 「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2015年4月改訂版)を参照し、現地調査結果概要(和文)を作成する。
- 2) 帰国報告会に参加し、調査結果を報告する

## (9) 事業内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)(2009年3月)」「協力準備調査設計・積算マニュアル(補完編 土木)、(補完編 建築)、(機材編)(2019年10月)」「ソフトコンポーネント・ガイドライン(第4版)(2020年11月)」「協力準備調査設計・積算マニュアル(補完編 追補)(2020年11月)」(以下、「設計・積算マニュアル」)を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

### 1) 計画・設計の基本方針

関係機関との協議結果のほか、現地調査で明らかにした自然条件、機材・施設等の既存の関連施設・機材の状況や条件、現地の調達事情、実施機関の予算や体制、漁港整備後の運営・維持管理予算や体制等を考慮し、機材および施設の設計条件、設計で準拠する設計基準、要求性能、型式・規模・仕様の選定・設定方法を整理する。上記を踏まえ、本事業として計画・設計される施設及び機材の基本仕様を検討する。

### 2) 概略設計図・概略仕様書の作成

上記の結果を反映して設計された施設の概略設計図及び機材の概略仕様書を作成する。

### 3) 施工計画/調達計画

上記を踏まえて、以下項目を検討する。

- 施工方針/調達方針
- 施工上/調達上の留意事項
- 施工区分/調達・据付区分
- 施工監理計画/調達監理計画
- 品質管理計画
- 資機材等調達計画
- 初期操作指導/運用指導等計画



- ・ ソフトコンポーネント計画
- ・ 実施工程

#### (10) 相手国側負担事項（免税手続き等）の確認

相手国負担事項（便宜供与、各種許認可の取得、政府負担事項に係る予算確保、カウンターパートの配置と経費負担、B/A 締結、A/P 発給、官公後の維持管理・運営等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁と対応機関を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国政府負担事項として協議議事録に記載され、実施のタイミングや予算の概算とともに事業実施時の相手国政府負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計（DD）時にさらに精査・更新されていくものである

#### (11) 税金情報の情報収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの省庁・部局によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT 等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における税目の名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、ヒアリングを行い、免税情報を収集する。

なお、これら免税情報はすでに免税情報シートとして取りまとめられているため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手した上で必要な情報のアップデートを行う。同アップデート情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、設計・積算前の現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

#### (12) 事業及び協力対象事業の概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものとなるよう留意する。

積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

なお、機材については、入札に対応できる精度を確保する。

#### 1) 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

#### 2) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ予備的経費の支出等に係るガイドラインに従ってリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。

概略事業費の積算を行うにあたっての、積算担当団員と、業務主任者、設計を担当する団員、バックアップ要員の配置などの本業務での設計及び積算実施体制や、積算業務の精緻化に向けた取り組みについてもプロポーザルに明示する。

### (13) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。また、入手が可能な数値をもとにした指標を設定すること。指標の設定に際しては、第1次現地調査時点で適切な指標を整理し、JICAへ説明すること。

標準指標例については「無償資金協力 開発課題別指標例」を参照。

[https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid\\_business.html](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html)

### (14) 協力対象事業実施にあたっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。併せて、事業の実施スケジュールに関わるリスク、具体的には事業実施に先方政府内の手続きと同手続きに要する時間も確認する。

### (15) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するにあたって懸案される事項、積み残し事項等をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

### (16) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

### (17) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について JICA に対して説明し、協議する。

（18）準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をバングラデシュ国側関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、バングラデシュ国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

（19）準備調査報告書等の作成

バングラデシュ国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品等を作成・提出する

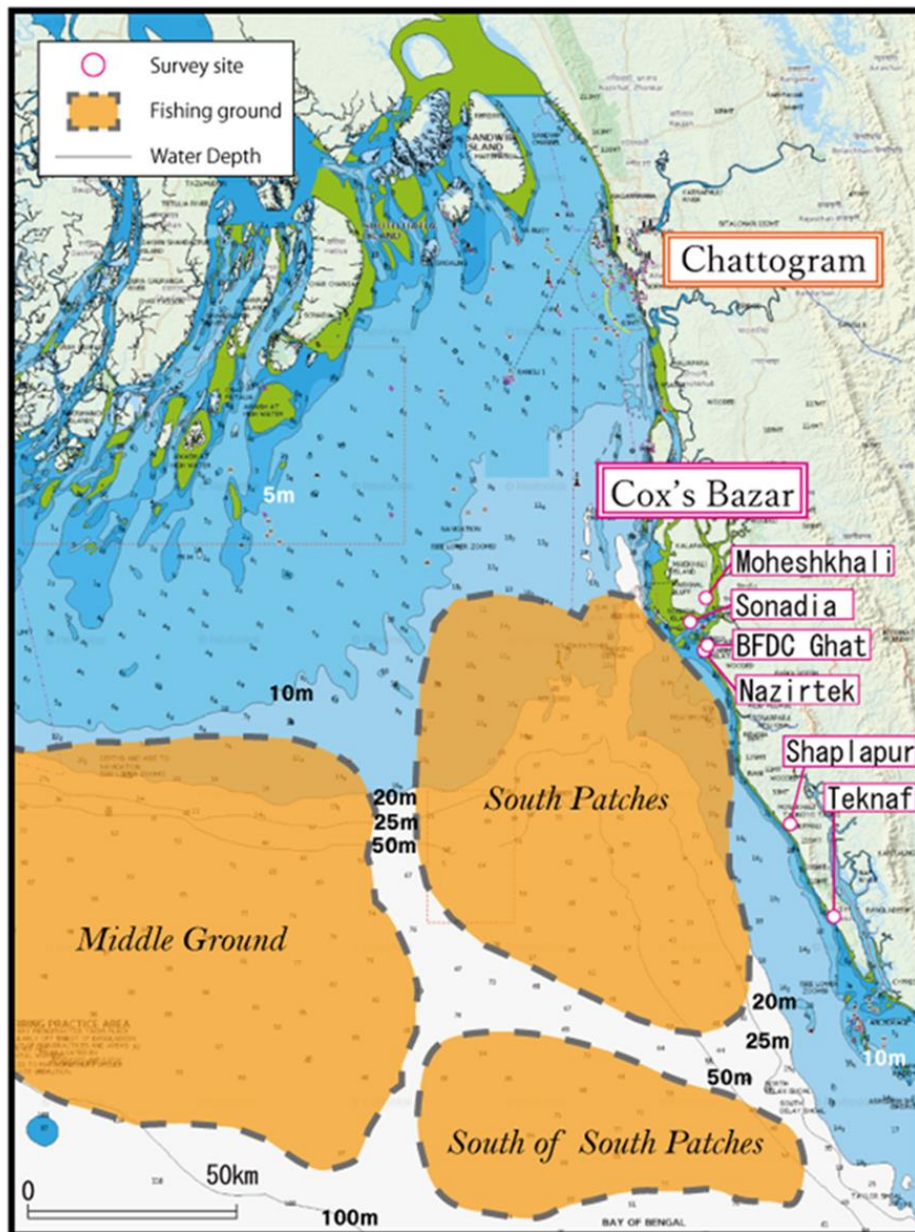
- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 準備調査報告書
- 3) 機材仕様書
- 4) デジタル画像集
- 5) Project Monitoring Report の初版
- 6) 免税情報シート（更新版）

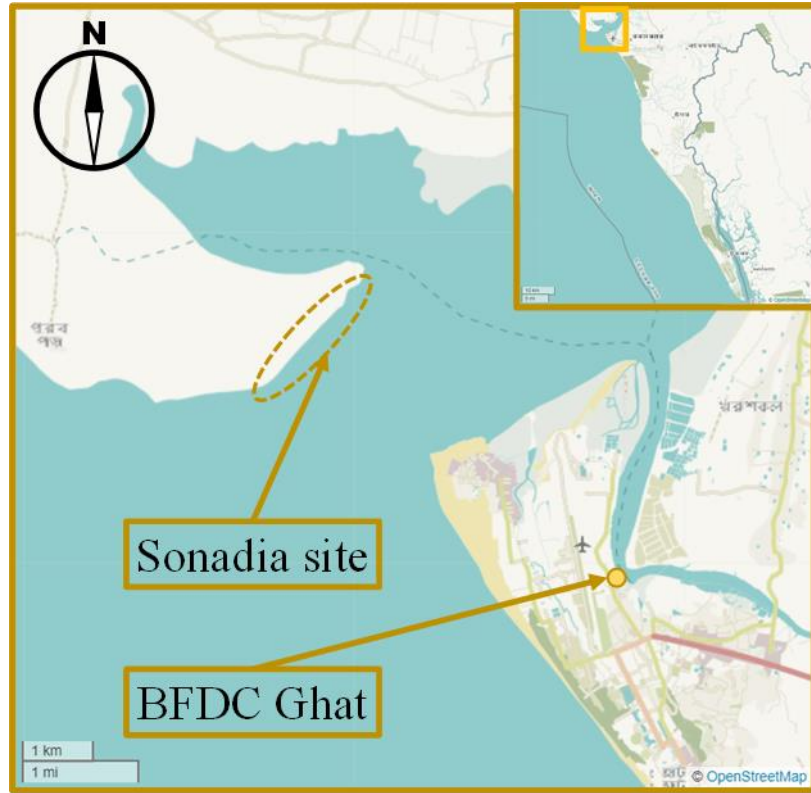
第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(10)を成果品とする。成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。なお、以下に示す部数は、JICA に提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- |                                    |                       |
|------------------------------------|-----------------------|
| (1) 業務計画書                          | : 和文1部、電子データ          |
| (2) インセプションレポート                    | : 和文1部、英文10部、電子データ    |
| (3) 現地調査結果概要                       | : 和文1部、電子データ          |
| (4) 準備調査報告書(案)                     | : 和文1部、英文10部、電子データ    |
| (5) 概要資料(案)                        | : 和文1部、電子データ          |
| (6) 概略事業費(無償)積算内訳書                 | : 和文2部、電子データ          |
| (7) 機材仕様書                          | : 和文2部、英文2部、電子データ     |
| (8) 準備調査報告書                        | : 和文(製本版)8部及びCD-R1枚   |
| (※完成予想図を含む)                        | : 英文(製本版)18部及びCD-R3枚  |
|                                    | : 和文(先行公開版)3部及びCD-R1枚 |
| (9) デジタル画像集                        | : CD-R2枚(デジタル画像40枚程度) |
| (10) Project Monitoring Report の初版 | : 英文3部                |
| (11) 免税情報シート(更新版)                  | : 和文1部、英文1部、電子データ     |

- 注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条(改訂版)に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2) (2) インセプションレポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に英文を作成し、JICAに提出する。
- 注3) (6) については、設計・積算マニュアルを、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。
- 注4) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:先行公開版)を作成する。
- 注5) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2020年1月)」を参照する。
- 注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
- 注7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。





### プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	本事業を通じて実現するサービスのコストと経済的入手難度の設定・評価方法	第6条 実施方針及び留意事項 (2) 特にプロポーザルにて提案を求める事項 (P9)
2	施設両岸における堆砂・洗堀傾向の把握方法を踏まえた、設計方針及び施工方法の検討手順。	第6条 実施方針及び留意事項 (2) 特にプロポーザルにて提案を求める事項 (P9)
3	自然条件調査の対象項目とその評価手法	第6条 実施方針及び留意事項 (2) 特にプロポーザルにて提案を求める事項 (P10)
4	既存の漁業活動への影響を最小限に抑えつつも水産物及び利用者の動線を考慮した各施設の配置方針及び施工計画策定手法。	第6条 実施方針及び留意事項 (2) 特にプロポーザルにて提案を求める事項 (P10)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html) )

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：零細漁業開発／河川土木若しくは港湾土木に関する各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、25 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／零細漁業開発
- 施設経営
- 河川・港湾土木／自然条件調査

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 10.83 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。



【業務主任者（業務主任者／零細漁業開発）】

- ① 類似業務経験の分野：零細漁業開発に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 施設経営】

- ① 類似業務経験の分野：水揚・販売施設の経営計画策定に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：全世界
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 河川・港湾土木／自然条件調査】

- ① 類似業務経験の分野：河川土木若しくは港湾土木施設設計に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

2022年7月上旬より国内事前準備を開始し、2022年7月中旬より第一次現地調査を行い、帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行う。上記現地調査の実施方法は特記仕様書の第6条 実施方針及び留意事項を参照のこと。2023年2月上旬に第二次現地調査（概略設計ドラフト説明（DOD））を実施する。2023年3月上旬までに概略設計・概要資料、2023年5月中旬までに準備調査 報告書を含む成果品を提出する。

### （2）業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 21.32 人月（現地：9.67人月、国内11.65人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/零細漁業開発（2号）
- ② 施設経営（3号）
- ③ 施設設計
- ④ 水産物流通／機材計画
- ⑤ 河川・港湾土木／自然条件調査（3号）（語学力・対象国経験評価せず）
- ⑥ 施工・調達計画／積算
- ⑦ 環境社会配慮／ジェンダー配慮

現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

### （3）JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

#### 1) 現地調査

- ① 団員構成：総括、計画管理

- ② 調査行程：約 10 日間
- ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本事業の目的、協力範囲、実施体制等を検討し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

## 2) 概略設計協議

- ① 団員構成：総括、計画管理
- ② 調査行程：約 10 日間
- ③ 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

## (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然条件調査

## (4) 配付資料／公開資料等

### 1) 配付資料

- 「南部チャットグラム地域における水産バリューチェーンインフラ開発に係る情報収集・確認調査」報告書（日本版・英語版）

## (5) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所、在バングラデシュ日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取り、安全対策について了解を取るよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、本特記仕様書の配布時点では、新型コロナウイルスの感染拡大が収束しておらず、現地調査を実施するに際して各種の制約が存在する状況となっている。上記の調査工程は 2022 年 2 月以降の時点でこれら制約が一定程度解消していることを前提として記載しており、プロポーザルもこれを念頭に作成すること。ただし、柔軟な調査工程の見直し等が必要となる可能性も現在の世界情勢からは相応に認められることから、これについては契約交渉時点ないし契約締結後の現地情勢を踏まえ発注者と協議のうえ対応を決定する。

## (6) 無償資金協力事業の実施体制

本事業が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICA は本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、相手国政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コン

サルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」(2022年4月)の様式4-2及び様式4-3を準用した表を添付する。

(7) 業務主任者の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任者は、総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(8) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(9) 業務用資機材の輸出管理

本業務の実施のために、現地調査に際して本邦から携行する受注者所有の資機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

(10) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2022年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費(PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等)は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費(航空賃)
- 2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) その他(以下に記載の経費)

自然条件調査及びサイト状況調査（ボーリング調査及び測量を含む計測・観測調査）（現地再委託経費）

(3) 定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
特になし

(4) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

## 5. その他留意事項

- 1) バングラデシュ国内における宿泊料については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、以下の調整単価により積算してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

① 特号、1号：15,500円／泊

② 2～6号：13,500円／泊

別紙2：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(24)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／零細漁業開発</u>	<b>(24)</b>	<b>(9)</b>
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	3	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	<b>(-)</b>	<b>(9)</b>
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(-)</b>	<b>(6)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	6
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： 施設経営</b>	<b>(13)</b>	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力： 河川・港湾土木／自然条件調査</b>	<b>(13)</b>	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	4	